

仙台市農業委員会第92回総会議事録

○ 開催日時 令和7年11月27日（木曜日）午後1時30分から午後2時20分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎6階 農業委員会委員室

○ 出席委員 17人

会 長

会長職務代理者 2番 嶺岸 若夫

委 員

3番 相原 元浩

4番 阿部 康幸

5番 大泉 権吾

6番 小野寺 潔

7番 菊地 郁夫

8番 熊谷 幸夫

9番 郷古 雅春

10番 齋藤 清太

11番 佐々木 功治

12番 柴田 市郎

13番 庄子 みゆき

14番 鈴木 可和

15番 高橋 勝彦

16番 高山 真里子

18番 松原 菊男

19番 三浦 彰芳

○ 欠席委員 2人

1番 赤間 敬、17番 中嶋 紀世生

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1)第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2)第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について

5 報 告

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

(3)農地法第3条の3の規定（相続等）による届出について

(4)農地法第18条第6項の規定（合意解約）による通知について

(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願について

(6)農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出について

(7)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

(8)売渡あっせん希望農地一覧表

(9)令和7年度第4回企画検討委員会会議報告

①令和7年度農業委員会視察研修会開催報告

(10)市内全域調査研修の実施について

6 そ の 他

(1)会長等報告

(2)農業委員会関係出張等の復命

(3)農地利用意向調査未回答者への戸別訪問について

- (4)農地基本台帳の市外農地の取り扱いについて
- (5)令和7年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について
- (6)農地利用最適化交付金を活用した農業委員等の報酬増額について（案）
- (7)事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務課長	櫻井 健二	振興係長	大越 聡
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会	(午後1時30分)
司会：振興係長	<p>それでは、ただ今から仙台市農業委員会第92回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会嶺岸若夫会長職務代理者から、ごあいさつをお願いします。</p>	
2 会長職務代理者挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：振興係長	<p>ありがとうございました。 次に議長の選出ですが、会長が「全国農業委員会会長代表者集会」などへの参加によりまして欠席のため、農業委員会等に関する法律第5条第5項により、会長職務代理者が代理を務めることとなっています。 嶺岸会長職務代理者、よろしく願いいたします。</p>	
議 長 (嶺岸会長職務代理者)	<p>それでは、私が議長で進めていきますので、よろしくをお願いします。 本日は、1番 赤間敬 委員、17番 中嶋紀世生 委員から欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。</p>	
3 議事録署名委員の指名 議 長	<p>続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>	
議 長	<p>それでは、3番 相原元浩 委員、4番 阿部康幸 委員を指名いたします。</p>	
議 長	<p>議案に入ります。</p>	

第1号議案から第2号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、11月19日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告をいたします。

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。第1号議案については、高橋勝彦委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。

最初に、大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、齋藤清太委員、柴田市郎委員、庄子みゆき委員、三浦彰芳委員と私（大泉権吾委員）の5名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員の出席は、ありませんでした。今回の申請は、売買による規模拡大が4件です。調査結果報告は、番号1番は齋藤清太委員から、番号2番は柴田市郎委員から、番号3番は庄子みゆき委員から、番号4番は三浦彰芳委員からします。

議 長

それでは、最初に番号4番を審議することにします。番号4番は高橋勝彦委員関連の案件でありますので、高橋勝彦委員は退席していただきます。

(高橋勝彦委員退席)

議 長

それでは、番号4番を審議します。調査結果は、書面報告とします。

(書面報告)

(19番三浦彰芳委員報告)

番号4番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、3人で13.12haの農地を耕作しております。なお、申請地の一部には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知（合意解約）が出ております。11月17日に堀芳雄農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号4番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。
番号4番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定についての番号4番は、許可と決定いたします。

第1号議案 番号4番が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室して下さい。

(高橋勝彦委員入室)

議 長

引き続き、番号4番を除いた3件(番号1番から3番)を審議することになります。

(書面報告)

(10番齋藤清太委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈は作業委託により、2人で29aの農地を耕作しております。11月14日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(12番柴田市郎委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、4人で200aの農地を耕作しております。なお、申請地には農地中間管理事業による賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知(合意解約)が出ております。11月11日に中里聖農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(13番庄子みゆき委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、2人で159aの農地を耕作しています。11月17日に佐藤光農地利用最適化推進委員が、申請地の利

用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案番号1番から3番の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等は、ございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案の番号1番から3番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定の番号1番から3番については、許可と決定いたします。

(午後1時40分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定についてを上程いたします。大泉委員長から調査の結果を報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、相原元浩委員、郷古雅春委員、高山真里子委員の3名で行いました。今回の申請は、貸駐車場に転用するものが1件、分家住宅に転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計3件です。調査の結果報告は、番号1番は相原元浩委員から、番号2番は郷古雅春委員から、番号3番は高山真里子委員からします。

(書面報告)

(3番相原元浩委員報告)

番号1番は、売買により貸駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田735㎡を転用し、駐車場(10台)に100㎡、通路等に635㎡を利用する計画であり、計画面積は適正で恒久転用でなければ目的が達成されないものと判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金

計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、敷地の一部に農業用施設を設置していたことに対して始末書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(9番郷古雅春委員報告)

番号2番は、贈与により分家住宅に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が田437㎡を転用し、分家住宅に109.10㎡、駐車場に25.00㎡、通路等に302.90㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の融資審査結果の写しが提出されております。また、令和7年9月9日付で開発行為許可が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(16番高山真里子委員報告)

番号3番は、売買により太陽光発電パネル設置に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、300m以内に鉄道の駅がある農地であることから、第3種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が畑2,250㎡を転用し、太陽光発電パネル142枚(発電出力49.5kw)に384.39㎡、道路に379.00㎡通路・作業スペース等に1,486.61㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、仙台市太陽光発電事業の健全かつ適正な導入、運用等の促進に関する条例による届出がされております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時42分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(8)売渡あっせん希望農地一覧表について までを 事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページに記載のとおり5件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、2ページから5ページに記載のとおり15件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、6ページから7ページに記載のとおり8件の届出がありました。すべて遺産分割による相続となっており、事務局長専決により受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、8ページに記載のとおり1件ありました。(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願については、9ページに記載のとおり1件ありました。(6)農業用施設に供する2アール未満の農地転用届出については、10ページに記載のとおり1件ありました。(7)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、11ページに記載のとおり1件ありました。(8)売渡あっせん希望農地一覧表については、新規のあっせん申出が1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしく願いいたします。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(8)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問等なし)

議 長

質問がないようですので、次に、(9)「令和7年度第4回企画検討委員会会議報告の①令和7年度農業委員会視察研修会開催報告」を、阿部企画検討委員会委員長から報告願います。

阿部企画検討

— 報告 —

委員会委員長	(9)「令和7年度第4回企画検討委員会会議報告 ①令和7年度農業委員会視察研修会開催報告」
議長	報告事項(9)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議長	質問がないようですので、次に、(10)「市内全域調査研修の実施について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 — (10)「市内全域調査研修の実施について」
議長	報告事項(10)について、ご質問等はありませんか。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。 <p style="text-align: right;">(午後1時55分)</p>
議長	続きまして、その他に入ります。 (1)「会長等報告」は、私(嶺岸若夫会長職務代理者)からいたします。
嶺岸会長職務代理者	— その他 — (1)「会長等報告」
議長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)
議長	質問等がないようですので、次に(2)「農業委員会関係出張等の復命」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (2)「農業委員会関係出張等の復命」
議長	ご質問等がございますか。 (質問等なし)

議 長	質問等がないようですので、次に(3)「農地利用意向調査未回答者への戸別訪問について」を、事務局から説明願います。
事務局農地係長	— その他 — (3)「農地利用意向調査未回答者への戸別訪問について」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(4)「農地基本台帳の市外農地の取り扱いについて」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (4)「農地基本台帳の市外農地の取り扱いについて」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(5)「令和7年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について」を、事務局から説明願います。
事務局振興係長	— その他 — (5)「令和7年度全国農業新聞普及計画における前期普及強調月間の結果報告等について」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に(6)「農地利用最適化交付金を活用した農業委員等の報酬増額について(案)」を、事務局から説明願います。
事務局振興係	— その他 — (6)「農地利用最適化交付金を活用した農業委員等の報酬増額について(案)」
議 長	ご質問等はございますか。 (質問等なし)

議 長

続きまして、(7)「事務局からの連絡事項」を、説明願います。

事務局振興係

— その他 —

(7)「事務局からの連絡事項」

- 1 令和7年12月～令和8年1月の予定表
- 2 農業委員会手帳

議 長

ここまでの説明について、ご質問等はありませんか。

(質問等なし)

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かございますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

それでは、閉会のあいさつを第一調査委員会の大泉委員長からお願いします。

大泉第一調査
委員会委員長

以上をもちまして、仙台市農業委員会第92回総会を閉会します。

閉 会

(午後2時20分)